

用行義塾の影響力の範囲について

小栗勝也

一、はじめに

用行義塾の「規則」には「寄宿」の塾生を受け入れることが規定されていた。その場合、毎月「月俸米」を二斗二升五合を収める必要があったが、「自炊」の者は月俸米を収める必要はないとされている。但し、実際には、渡辺猪十の明治五年九月二五日の記録²⁾にあるように、米ではなく現金で収めることも可能であった。この制度により、通いでは通学できない遠距離に住む者でも、住み込みの塾生として学ぶことができた。これを利用し、用行義塾が位置した久津部村以外から入塾した塾生が実際にあった。表1は、『袋井市史 史料編四 近代現代』³⁾に収録されている用行義塾の史料を基に小栗が情報を整

理したもののから、久津部村以外から来ている塾生であることが確認できる者を抽出したものである。この中で、八番目の大橋駒吉から一三番目の植田国太郎までの六人は月俸米を収めた記録がない。彼らの住む村は久津部村から徒歩で十分に通える近隣に位置したので、通いの塾生であって住み込みの塾生ではなかったと考えられる。それ以外の一番目・渡辺猪十から七番目・中山聞夕の七人は、居住地が毎日通うには困難な遠方に位置し、寄宿生として学んでいた。そのため、中村繁太郎を例外として、彼ら全員が月俸米を収めた記録が残されている。中村繁太郎については入学金を収めたことと、病気のために郷里に帰ったことの二点が記録されている。ただなので、月俸米を収めた事実は確認できない。それでも、郷里に戻ったということは、それまでは寄宿生として用行義塾に居住していたことを意味するはずである。中山一族と同じ垂木村と記されていることから、彼もまた寄宿生であったと考えられる。

以上の事実は、用行義塾は、同塾が存した久津部

表1 久津部村以外から来ている塾生で出身地がわかる13人

	名前	出身地	月俸米を収めた記録の有無	典拠資料（小栗既発表論文）
1	渡辺猪十	西又村(西俣が正しい)	有	「用行義塾の基礎的研究資料(その2)」中の「表2 用行義塾塾生の出席状況及び日別情報の一覧～特別の塾生・用務員」
2	中山源三郎	垂木村	有	「用行義塾の基礎的研究資料(その2)」中の「表2 用行義塾塾生の出席状況及び日別情報の一覧～特別の塾生・用務員」
3	中山曹一郎	垂木村	有	「用行義塾の基礎的研究資料(その2)」中の「表2 用行義塾塾生の出席状況及び日別情報の一覧～特別の塾生・用務員」
4	中村繁太郎	垂木村	無(10月17日病気のため帰郷)	「用行義塾の基礎的研究資料(その2)」中の「表2 用行義塾塾生の出席状況及び日別情報の一覧～特別の塾生・用務員」
5	中山俊太郎	垂木村	有	「用行義塾の基礎的研究資料(その2)」中の「表2 用行義塾塾生の出席状況及び日別情報の一覧～特別の塾生・用務員」
6	中山仙三郎	垂木村	有	「用行義塾の基礎的研究資料(その2)」中の「表2 用行義塾塾生の出席状況及び日別情報の一覧～特別の塾生・用務員」
7	中山聞夕	垂木村	有	「用行義塾の基礎的研究資料(その2)」中の「表2 用行義塾塾生の出席状況及び日別情報の一覧～特別の塾生・用務員」
8	大橋駒吉	袋井(袋井村か)	無	「用行義塾の基礎的研究資料(その2)」中の「表3 用行義塾塾生の出席状況及び日別情報の一覧～普通の塾生①」
9	大田宇平	袋井(袋井村か)	無	「用行義塾の基礎的研究資料(その2)」中の「表3 用行義塾塾生の出席状況及び日別情報の一覧～普通の塾生①」
10	田代常平	袋井(袋井村か)	無	「用行義塾の基礎的研究資料(その3)」中の「表4 用行義塾塾生の出席状況及び日別情報の一覧～普通の塾生②」
11	鎌田喜太郎	袋井(袋井村か)	無	「用行義塾の基礎的研究資料(その3)」中の「表4 用行義塾塾生の出席状況及び日別情報の一覧～普通の塾生②」
12	美倉利達	川井 春暇塾 三倉村	無	「用行義塾の基礎的研究資料(その3)」中の「表4 用行義塾塾生の出席状況及び日別情報の一覧～普通の塾生②」
13	植田国太郎	袋井村	無	「用行義塾の基礎的研究資料(その3)」中の「表4 用行義塾塾生の出席状況及び日別情報の一覧～普通の塾生②」

村の子供たちだけでなく、希望すれば、どこに誰でも受け入れてもらえる学校であったことを意味する。しかも通いが難しい場合には、住み込みの塾生としても受け入れてくれた。そういう性格の学校であったが故に、久津部村以外からも塾生を集めることができていた。そのことは何を意味するのであろうか。それを考えるのが本稿の目的である。

二、久津部村以外からの塾生

(一) 久津部村以外からの塾生の出身地

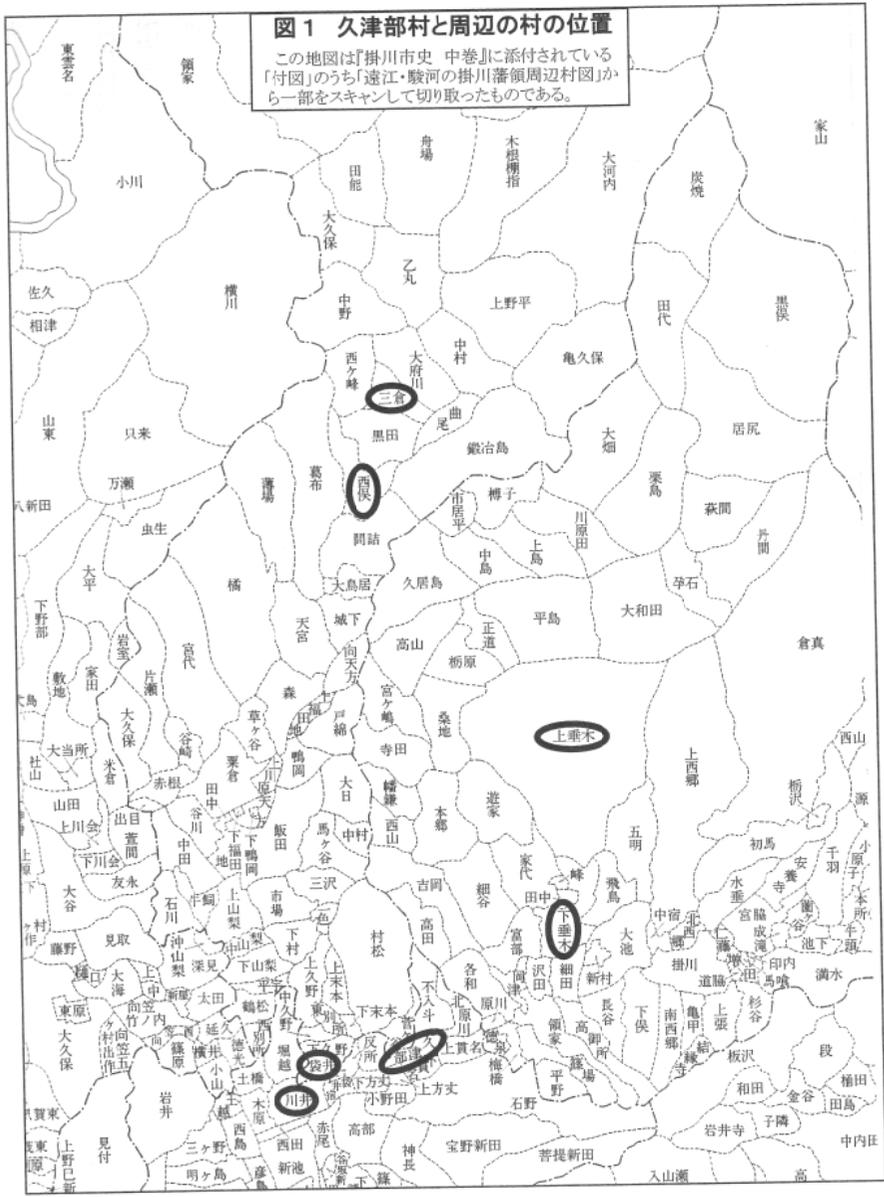
まず、表1で示した一三人について、彼らの出身地について詳しく紹介しておきたい。

このうち最初の渡辺猪十の出身地については、典拠資料中には「西又」で記されることが多いが、一部で「西役」とも記されている。「西役」は誤記と想像される。当時の地名で言えば、正しくは「西俣村」である。場所は図1の地図を参考にされたい。この村は明治二二年まで存在したが、同年に近隣の村と合併し天方村が出来た時に村としては消滅して

いる⁶⁾。現在では静岡県周智郡森町に属する地域で、森町の西俣として地名が残っている。渡辺猪十は、この地から久津部の用行義塾に学びに来ていたことになる。仮に現在の西俣公民館を同地域の中心と考えて、そこから久津部の用行義塾までの距離を今の地図上で簡易的に計測してみると、直線距離で約13.4kmになる。毎日、徒歩で往復するのは困難な距離である。

次の中山源三郎から中山聞夕までの六人は「垂木村」の若者である。垂木村は、江戸時代の寛永初年頃には上垂木村と下垂木村に分れており、図1の地図でもそのように記されている。用行義塾が存在した頃も上下に分かれていたが、用行義塾の関連文書では単に「垂木」と記されている。

正確に言えば、中山家は江戸時代を通じて上垂木村の庄屋を務めていた家であったから、中山家から来ていた塾生に限って言えば、当時の正式な村名である上垂木村と記するのが正しい。しかし、当時においては垂木村の中山家で十分に通じたのであろう。この地は現在、掛川市に属しており、上垂木、下垂



木の地名もそのまま残っている。上垂木村の雨桜神社は今も現存しており、そこを仮に村の中心として先程と同様に簡易的に用行義塾までの直線距離を測ると約7.5kmとなる。西俣よりは距離は短い、それでも毎日、徒歩で往復するのは厳しいであろう。

なお、同じ「垂木村」と記されている中村繁太郎については、下垂木村が正しいかもしれない。『掛川市史 上巻』⁹⁾には、雨桜神社の祭事に関わる家として中山家と中村家の名が頻繁に出てくるが、流鏝馬に関して馬を出す家の一つとして「下垂木の中村家」(七七七頁)の名が記されている。また中村家は「大庄屋」であったとも記されている(八〇二頁)。下垂木村を代表するような家が中村家であったことになるので、中村繁太郎はその一族である可能性が高い。右と同様に下垂木の中心と思われる箇所から用行義塾までの距離を測ると5km強になる。毎日徒歩で往復するのは絶対には不可能とは言わないが、実行するには厳しい距離なので住み込みの方が楽であったはずである。

次に、大橋駒吉、太田宇平、田代常平、鎌田喜太

るのが自然である。従って、川井村に存した春暇塾に属する三倉村出身の美倉利遂が、久津部村の用行義塾に学びに来ていたと解釈できる。なお、春暇塾については何も分かっていない。利遂がこの塾と関わりがあったとしても、塾生としてなのか塾長としてなのか不明である。

以上で一三人の出身地域の説明は終えた。

(二) 中山曹一郎のこと

次に一三人の中でも、僅かではあるが人物像が比較的分かる中山曹一郎について紹介しておきたい。

中山家は前述の通り、江戸時代に庄屋を務めた上垂木村の名家であった。久津部村の足立家に比肩すると考えてよいであろう。その中山家の当主が書き残した日記が今も多数、現存しているようである。『掛川市史』において頻繁に引用されている。特に中山家の邸宅を道場として行われていた剣術の稽古は、掛川藩主が親閲に訪れるほど注目されていたらしい。慶應三年の記録では、曹一郎が毎月のように剣術の稽古をしていたことが分かる。¹⁰⁾

郎の四名については出身地が「袋井」としか記されていない。当時の地名から考えると「袋井」は袋井宿と袋井村の二つが該当するが、宿場に実家があることは通常では考えられないので、袋井村の可能性が高いと想像される。最後の植田国太郎は正確に「袋井村」と記されているので誤解の余地はない。同様に袋井村と用行義塾の距離を測ると18km程である。これなら、毎日徒歩でも十分に通える距離である。

美倉利遂については「川井 春暇塾 三倉村」と記されている。ここには川井村と三倉村の二つの地名がある。である。川井村は袋井宿の西隣にあった村で、現在でも袋井市川井の地名が残っている。従って、用行義塾との距離は袋井村と大差はない。三倉村は西俣の北に存在した村(図1参照)で、現在は静岡県周智郡森町の一部となっている。用行義塾までの距離は、西俣よりやや遠くなると思えばよい。この二つの地名の間に塾の名が記されているが、山深い三倉地域に私塾を開く人がいたとは思えないので、春暇塾は袋井宿の隣の川井村にあったと考え

この曹一郎については他にも、明治一九年に中山家の家督を相続したことや、銀行の取締役を勤めていたことなど、やや詳しい情報が分かっており、生年月日も判明している。彼は安政二年二月十九日の生まれである。¹¹⁾この日を『日本陰陽曆日対照表 下巻』¹²⁾を用いて西暦で示すと一八五六年一月二六日になる。用行義塾が開校した明治五年六月二五日は同書から一八七二年七月三〇日と分かるので、その時の曹一郎の年齢は満一六歳六ヶ月四日と計算できる。また、剣術稽古の記録がある慶応三年は西暦では一八六七年二月一八六八年一月までなので、当時の彼の年齢は満一一歳と二歳ということも分かる。曹一郎ほど毎月のように剣術の稽古をしていた者は他にいないので、彼は将来の上垂木中山家を背負う存在として、若い時から重く扱われていたことが想像される。

この他にも曹一郎は、後の明治二二年に雨桜村が成立した時に初代村長に就任したこと、また明治三〇〜三四年、明治三八〜四〇年も同村の村長を務めていたことも分かっている。¹³⁾雨桜村(あまさくら

むら)は、上垂木村とその周辺の家代村、遊家村が合併して誕生した村である。昭和七年に垂木村(明治二二年に下垂木村と周辺の村が合併して成立)と合併して桜木村になるまで存続した。このうち上垂木村が圧倒的な大きさであったので、雨桜村の中心は以前の上垂木村と思えばよい。

その雨桜村の初代村長になった曹一郎について、雑誌『東海展望』では次のように紹介されている。すなわち、例えば明治四〇年に周囲の山林を国から払下げてもらう際に、村長の曹一郎が「寝食を忘れて東奔西走」した結果、これが実現し、それにより村財政の「基盤として大いに役立った」ことなど、彼の「実績は枚挙に暇ないほど」であり、それ故に彼は「天晴れ名村長とうたわれたものである」と記している。

また『岳陽名士録』を記した「直言生」は、曹一郎について以下のように記している。

「◎中山曹一郎君「村長」村長に推される、はに「には」が正しい…小栗注) 資産器識徳望との三を要す子は此の三を備ふるの人」

地主・高額所得者を紹介しているが、その中の一人として雨桜村の中山曹一郎の名が記されている。中山家本家を継いだ後の曹一郎は、政治的にも経済的にも当該地域の第一人者であったと言えそうである。このように、後に大人物となる若者が用行義塾で学んでいたのである。

三. 遠方からも塾生を集めた用行義塾の魅力

中山曹一郎が用行義塾に入ったのは満一六歳の時であった。青年曹一郎は、当時の上垂木の人たちから見れば、地元の将来を担うべき若手の最有力株であったはずである。その彼が、わざわざ地元を離れて久津部の用行義塾で寄宿生として学んでいたという事実は、軽く見るべきではないと思う。垂木地区では得られないものが用行義塾にあったからこそ、彼は久津部に向いたはずである。しかも中山家からは彼だけでなく他に四人も用行義塾に送られている。用行義塾は、垂木地区の人々から見ると、最新の教育を提供してくれる優れた学校として認知されて

雨桜村村長としての曹一郎は、このように大賛辞を受ける程の存在であつたらしい。

なお、雨桜村については別に『雨桜村沿革誌』(掛川市立中央図書館蔵)という手書きの文書を製本した史料が存在しており、その中の「村会議員」の欄を見ると、曹一郎は明治二二年四月に村会議員にもなっている。村長でありながら村会議員でもあつたことになるが、当時ではそれも可能だったのであろうか。同欄の続きを見ると、曹一郎はその後何度か村会議員を経験していることが分かり、最後は大正一〇年四月の就任記録である。以後は村会議員の中に曹一郎の名は見ることができない。しかしながら、明治二二年から一貫して同村議員には、曹一郎以外にも中山姓の人間が何人も名を連ねているので、明治大正の時代になつても当該地域における中山家の存在がいかに大きかつたかが分かる。なお『雨桜村沿革誌』の「学務委員」の欄では、曹一郎が大正三年に「学務委員」に任命されたことも分かる。加えて『掛川市史 下巻』(四六七頁)では、明治三〇―三一年の資料を基に掛川地域の

いたことが、ここから窺える。

垂木地区だけでなく、西俣や三倉の若者も、わざわざ久津部の用行義塾を選んで、ここで学んでいたが、その理由は右の中山家と同じと考えてよいであろう。

三倉出身の美倉利遂の例も注目に値する。彼は既に郷里を出て、川井の春暇塾で学んでいたが、わざわざ用行義塾で学び直そうとしたのである。春暇塾では得られないものが用行義塾にはあると考えたからこそその行動であろう。それほど用行義塾は先進的な存在と評価されていたことになる。

以上のことから分かることは、用行義塾は発足した時から地元の久津部村の人々だけでなく、現在の掛川市や森町に該当する、やや離れた地域の人々から見ても、他に代え難い価値ある学校と見なされていた、という事実である。

彼らにとって用行義塾の何がそれほどまでに魅力的であつたのだろうか。関係者の証言の類が一切ないので、以下は筆者の想像になる。

第一に指摘したいことは、用行義塾は小学校で

あって、一〇台後半の中山曹一郎からすれば、用行義塾のカリキュラムは既に卒業レベルにあるものが殆どであったはずである。用行義塾のカリキュラム自体は、学制以降、文部省が全国に指示した小学校のカリキュラムと比較すると、先進的でレベルの高いものであった。このことは、いずれ別稿で発表する予定である。しかしながら、曹一郎らのように地方の優秀な若者にとつて、用行義塾のカリキュラムに留意されていた「いろは」や「九九」、「数字」「加法」「減法」「習字」等は、改めて教わる必要などなかったはずである。「大学」「論語」の素読も既に卒業していたであろう。

どう考えても、曹一郎らは、小学生レベルの学習をやり直すために用行義塾に入ったはずはない。それでは何を学ぶために彼らは用行義塾に入ったのであろうか。

筆者が想像する所では、用行義塾のカリキュラムについて言えば、彼らにとつて魅力的と感じたものは次の二点にあったのではないかと考える。すなわち、①福沢諭吉の著書である『西洋事情』『世界国

尽』『窮理図解』、また福沢の弟子である小幡篤次郎が書いた『天変地異』、その他福沢系ではなくとも学校教材に適した明治初期の開明的な書物の数々を教材に指定した授業が設定されていたこと、②「洋字」「洋数字」の授業があったこと、の二点である。

①について補足すると、右に例示した四つの書物は、文部省の命令によつて後に全国で作られる小学校の規則とカリキュラムを定めた明治六年の「小学教則」^②の中でも、教科書として指定されていたものである。この四冊以外の本を見ても、小学規則と共通する本は多くあるが、用行義塾だけにしか見られない本も多くある。

共通する本について着目すると、同じ教科書が使われていた点で、用行義塾と国による小学校とは大差はないように見える。しかし、同じ本であっても、より年齢の低い子供を対象にしていた点で用行義塾の方がレベルは高かったと言える。

そして何よりも、全国で小学校が設置されるようになるのは明治六・七年頃からであるのに対して、用行義塾はそれよりも一年は早い、明治五年六月に

言えよう。

開校しているのである。用行義塾で福沢の『西洋事情』等を教えるカリキュラムが用意されていた頃には、文部省による義務教育としての小学校は日本のどこにも設置されていなかったのである。結果として、後には日本中のどこにでも、ありふれて使用された教科書であったとしても、用行義塾が出来た時点においては、それらを教科書として用いる小学校は遠州の中東遠地域には他に存在しなかったのであるから、それだけでも用行義塾は、この地域においては綺羅星の如き存在であったと言える。

次に、共通していない本について着目すると、例えば、『泰西国法論』『泰西農学』『合衆国正治』『英政如何』などは用行義塾では扱われているものの、小学規則には見られないものである。本のタイトルだけを見ても、西洋の最新の知識を紹介するものであることが分かる。小学規則では指定されなかったこれらの西洋知識を紹介する書物が、より多く使用されている点で、用行義塾の方が、より西洋的・近代的な教育を目指していたことが分かる。これもまた、用行義塾が魅力的な存在に映る材料であったと

②に関しては、小学教則の中で最下級のクラスに用意されていた科目の一つ「算術」の教科書として『洋算早学』が指定されていたから、用行義塾で教えた「洋数字」と共通性がある。しかし、用行義塾で教えた「洋字」は、小学教則の中では、これに類するものは見出すことができない。この点でも用行義塾の方がカリキュラムとしてレベルが高かったと言える。但し、洋字といつても、用行義塾は小学校であるから、カリキュラムとして教える時には、恐らくはアルファベットを教える程度で、英文そのものを扱うことはなかったかもしれない。

以上の点から、①②のいずれにおいても、用行義塾が用意した教育内容は、西洋的・近代的な知識を子供たちに教育することを主眼においていたと言えるから、江戸時代までの寺小屋や漢学塾では絶対に教えてもらえないものである。しかも、当時の久津部周辺地域では、用行義塾以外には、そのような教育を行う学校はなかったから、用行義塾だけが唯一の存在であり、これ以上の魅力はなかったと考えら

れる。それが中山曹一郎らを動かした原動力ではなかつたかと思われる。

もつとも曹一郎らは、これらの授業を一〇台未満の児童らと一緒に受けて満足できたはずはない。

そもそも、既に筆者が明らかにしている通り、用行義塾のカリキュラムでは朝八時から二時間を単位として、等級（今日で言えば学年）ごとに一つの授業が用意されていたけれども、塾生たちが塾に登校する時間は不定で、夕方からしか子供が集まらない日も多かった。つまり、時間割通りに授業は行われていなかった。用意されていたカリキュラム・時間割はあっても無きが如き状態であったのである。

従って、このような場合に先生はどう対応したかを想像すると、児童が学校にやって来た順に、個々に対応し、必要な教育を行っていたに違いない。昔の寺小屋のような状態である。今日的なイメージで言えば、個人向けの家庭教師のような教育を、複数の子供を相手に一つの教室で行うようなものである。子供がまとまって来学している時には、今日の学校のように、全員を相手に一度に同じ話を先生がする

ことも出来たかもしれない。この二つの様態を適宜実施していたのではないかと筆者は想像している。

しかも更に注意すべきこととして、毎日、先生が来ていたわけではないという事実がある。これも既に筆者が明らかにしている通りである。従って、先生がいけない日には学校としては開店休業状態か、登校してきた児童らが曹一郎ら先輩格に教えてもらう状態にあったか、または自習状態であったかの、いずれかの状態になっていた時間が相当数あったはずである。それが筆者の想像する用行義塾の授業の実態である。すべて想像ではないのは、用行義塾の教室の様子がどのようなものであったかを記録した文書が何もないため、現状では、それ以外に為す術がない。

四. まとめ

それでも、用行義塾に行けば、たとえ自習の形であっても、福沢の本などを沢山読むことができたのである。住み込みの塾生であった曹一郎らにしてみ

れば、そのような時間は山ほどあったはずである。

更に先生が居る日であれば、独力では理解できない箇所について教えを乞うこともできたはずである。

当時においては、地方の山村等では最新の書物入手することも容易ではないし、その内容を教授してもらえない機会も乏しいから、わざわざ遠方の用行義塾に赴いてでも学ぶ意義があったはずである。だから、彼らは郷里を離れて、住み込みでも学べる用行義塾を選んだのだと思われる。

但し、用行義塾を過大評価してはいけない。既述の通り、子供たちの登校がバラバラであったために学校の時間割は意味を持たなかったし、先生がいけないこともあったので、所期の教育プログラムは機能していなかった。その上に、同校はわずか半年しか存在できなかった。文部省が求める小学校の形に移行する必要があったからである。久津部村の周囲からも寄宿生を集めるほど期待は大きかったけれども、残念ながら、すぐに消滅してしまっただのが用行義塾なのである。（静岡理工科大学情報学部教授。二〇二三年九月二五日、父母の法事の翌日に脱稿。

退院後はじめて書き上げた原稿)

(1) 袋井市史編纂委員会編『袋井市史 史料編四 近代現代』（昭和五八年一月三十一日、袋井市）三〇〇頁。

(2) 典拠は表1に記したものと同一。

(3) 表1の典拠資料としている拙稿の掲載誌情報を記すと、「用行義塾の基礎的研究資料（その2）」、「用行義塾の基礎的研究資料（その3）」は共に『静岡理工科大学紀要 第二三巻』（二〇一五年六月一日）に収録されている。

(4) 注(1)に同じ。

(5) この地図は掛川市史編纂委員会編『掛川市史 中巻』（昭和五九年二月一八日、掛川市）に添付されている「付図」のうち「遠江・駿河の掛川藩領周辺村図」から一部をスキャンして切り取ったものである。

(6) 『角川日本地名大辞典 22 静岡県』（昭和五七年一〇月八日、角川書店）七三三頁。

(7) 前掲『角川日本地名大辞典 22 静岡県』六〇八頁。

(8) 「上垂木の名門」高田さま / 自治制確立した

曹一郎氏／日本の軍馬を育てた光雄氏（小栗注：「／」は原物にはないが改行を表す記号として小栗が付したもの）（『東海展望』一九六二年六月号、所収、八〇頁）を参照のこと。またBlogブログ内のサイトに「きのさん」が書いているブログ＝「かさぶた日録」の中に置かれた「掛川古文書講座史蹟めぐり（2）」（二〇一三年三月一四日の投稿、URL <https://blog.goone.jp/kinosan1/e/296ca33679284a462ae28c9db52692d>【最終確認二〇一三年七月】）にも、江戸時代に「上垂木村の庄屋」であったのが中山家であると記されている。

(9) 掛川市史編纂委員会編『掛川市史 上巻』（平成九年八月二五日、掛川市）。

(10) 前掲『掛川市史 中巻』一二六一頁以下。特に曹一郎の積古については一二八四～一二八五頁の第一表を参照のこと。

(11) 家督相続から年齢までの情報は、名古屋大学・同大学院法学研究科がWEB上で提供している「日本研究のための歴史情報」のサイト中にある「人事興信録」データベース」で曹一郎を検索して得られたものである。

(12) 加唐興三郎編『日本陰陽暦日対照表・下巻』

〇〇年二月、と記されている。一九〇〇年は明治三三年である。なぜ、このような情報を記すことができるのかは筆者には不明である。

(17) 原物に奥付等がないので書誌情報は不明だが、掛川市立中央図書館の登録情報では、著者・出版者共に「雨桜村役場」とあり、出版年は一九一四年になっている。しかし同書内には昭和の記録も含まれているので、一九一四年＝大正三年に作られたというのは納得できない。同図書館の書誌情報の根拠はどこにあるのだろうか。

(18) 注(13)を参照のこと。

(19) 前掲『袋井市史 史料編四 近代現代』の二九九頁にある。

(20) 国立国会図書館デジタルコレクションからWEB上で見ることができると。

(21) 前掲拙稿「用行義塾の基礎的研究資料（その3）」の表5（一二八頁）を参照。

(22) 拙稿「用行義塾の基礎的研究資料（その1）」（『静岡理工科大学紀要 第二二巻』、二〇一四年六月一日）にある表1を参照のこと。

（一九九三年九月三〇日、ニットー）。

(13) 掛川市史編纂委員会編『掛川市史 下巻』（平成四年三月三〇日、掛川市）三七〇頁、及び鈴木静夫編『郷土の開発に尽くした人々 第二集・明治時代』（昭和五七年三月二五日、掛川市教育委員会）六五頁の「雨桜村長一覽」（但し、この中で明治二七年の村長に曹一郎の名があるが、後掲『雨桜村沿革誌』では中山貫一郎になっている。どちらかが間違っていることになるので、ここでは採用しなかった）、前掲『東海展望』掲載稿を参照。

(14) 前掲『角川日本地名大辞典 22 静岡県』八二～八三頁、六〇八頁。

(15) 前掲『東海展望』掲載稿を参照。

(16) 『岳陽名士録』の小笠郡の項の一五〇頁。この『岳陽名士録』は浜松中央図書館に所蔵されているが、原物に奥付等の記載がないため、正確な書誌情報は不明である。但し、冒頭の序文のような文章の末尾に「明治三十二臘月破窓の下に寒梅の香をかきつ」とあり、「直言生述」と記されているので、筆名は「直言生」、執筆時期は明治三十二年十二月（臘月は十二月のこと）と分かる。なお、浜松中央図書館の同書の登録情報では、中田徳太郎編、一九